

条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、産業廃棄物税条例を再点検

(根拠条文 奈良県産業廃棄物税条例(平成15年奈良県条例43号)附則6項)

論点 1

産業廃棄物税の制度設計について

課税から10年が経過した。産業廃棄物の排出量、最終処分量は減少傾向にある。税収は減少し、使途事業費は増加している。

このような中、産業廃棄物税制度(課税方式、税率、課税期間など)は、今後どうあるべきか。

資料関連部分

- 2 奈良県産業廃棄物税の概要
- 3 課税方式の区分による概念図
- 4 税収の推移
- 5 税収の充当内訳
- 6、7 課税方式タイプ三つ
- 8 税率及び見直し規定

論点 2

使途事業について

使途事業を、「排出抑制・減量化の推進」、「再生利用の推進」、「適正処理の推進」としているが、今後のあり方として課税の目的は適切か。

- 9 使途事業の内容
- 10、11 使途事業の実績
- 12、13 平成20年度法定外懇話会答申を踏まえた税使途の拡充について
- 14 使途事業について(全国の状況)

平成25年9月12日(木)  
午後4時15分～ 奈良県庁5階

# 奈良県税制調査会資料



## 奈良県産業廃棄物税について

奈良県総務部税務課

1	奈良県産業廃棄物税の概要	2
2	産業廃棄物税の状況	
	(1) 税収の推移	4
	(2) 税収の充当内訳	5
	(3) 課税方式	6
	(4) 税率及び見直し規定	8
3	使途事業について	
	(1) 使途事業の内容	9
	(2) 使途事業の実績	10
	(3) 平成20年度奈良県法定外税懇話会答申を踏まえた税使途の拡充について	12
	(4) 使途事業について(全国の状況)	14
[参考データ]		
	産業廃棄物の動向	15
	(1) 排出量	16
	(2) 再生利用率	17
	(3) 最終処分量(埋立処分)	18
	(4) 不法投棄等件数の推移	19
	(5) 県内最終処分場受入れ実績	20
	(6) 産業廃棄物の広域移動について	21

# 1. 奈良県産業廃棄物税の概要

## 奈良県産業廃棄物税の概要

産業廃棄物税は、循環型社会の形成を目指し資源の有効活用を図り、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成16年4月に導入された法定外目的税である。平成25年5月現在で奈良県を含む27道府県に導入されている。

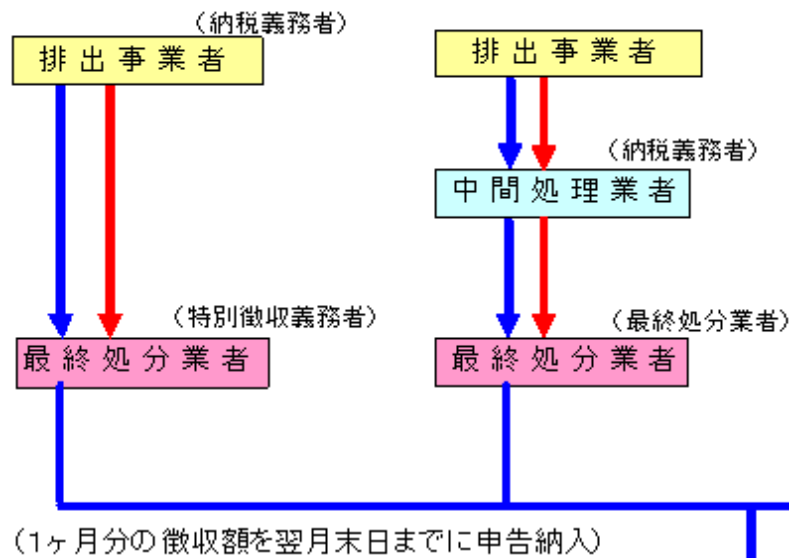
産業廃棄物税の税率は、奈良県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円である。課税方式は、最終処分業者による特別徴収方式であり、その特別徴収義務者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から税を受け取り、翌月末までに奈良県にまとめて申告納入する。但し、排出事業者及び中間処理業者が自ら設置する最終処分場へ搬入する自社処分の場合は、自らが翌月末までに奈良県に申告納付する。

項目	内容
目的	循環型社会の形成を目指し資源の有効活用を図り、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てることを目的とする。
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者（県内・県外を問わない）
課税客体	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
税率	1トン当たり1,000円
徴収方法	特別徴収義務者(最終処分場設置者)からの申告納入 自社処分の場合は申告納付
用途事業	排出抑制への推進支援、リサイクルへの推進支援、産業廃棄物監視強化対策等

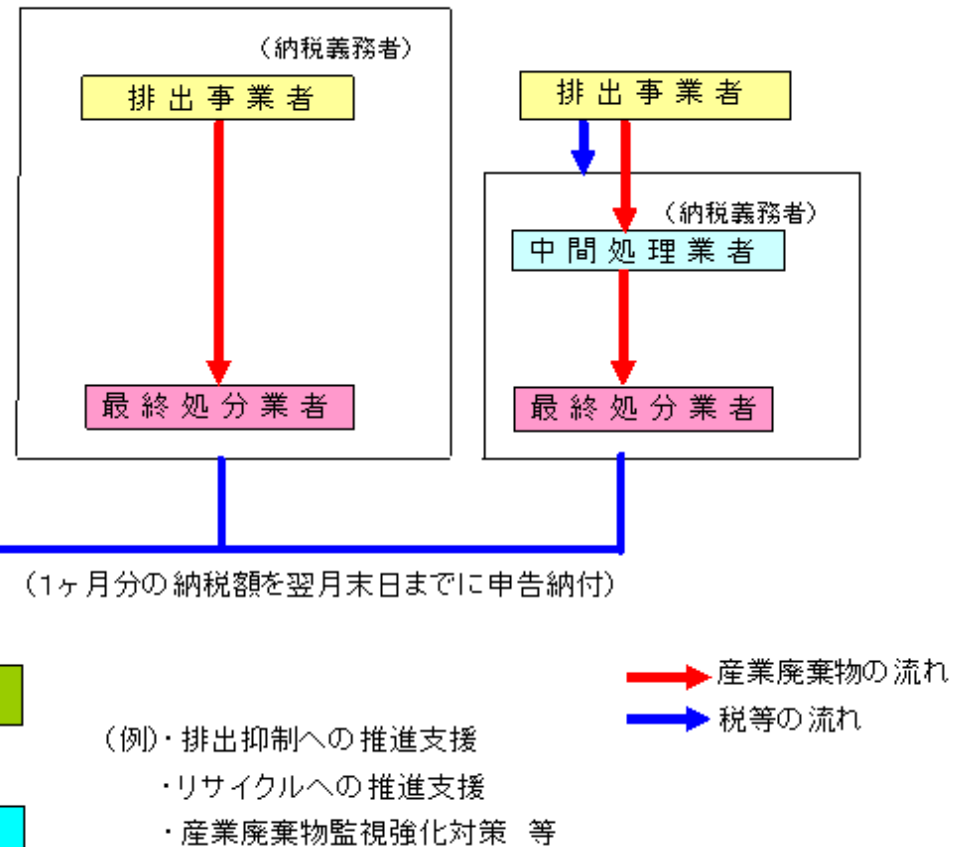
# 1. 奈良県産業廃棄物税の概要

## 課税方式の区分による概念図

【排出事業者等が最終処分業者へ埋立処分を委託する場合】



【排出事業者等が自ら設置する最終処分場で埋立処分する場合】  
(いわゆる自社処分の場合) ※この場合は申告納付



## 2. 産業廃棄物税の状況

### (1) 税収の推移

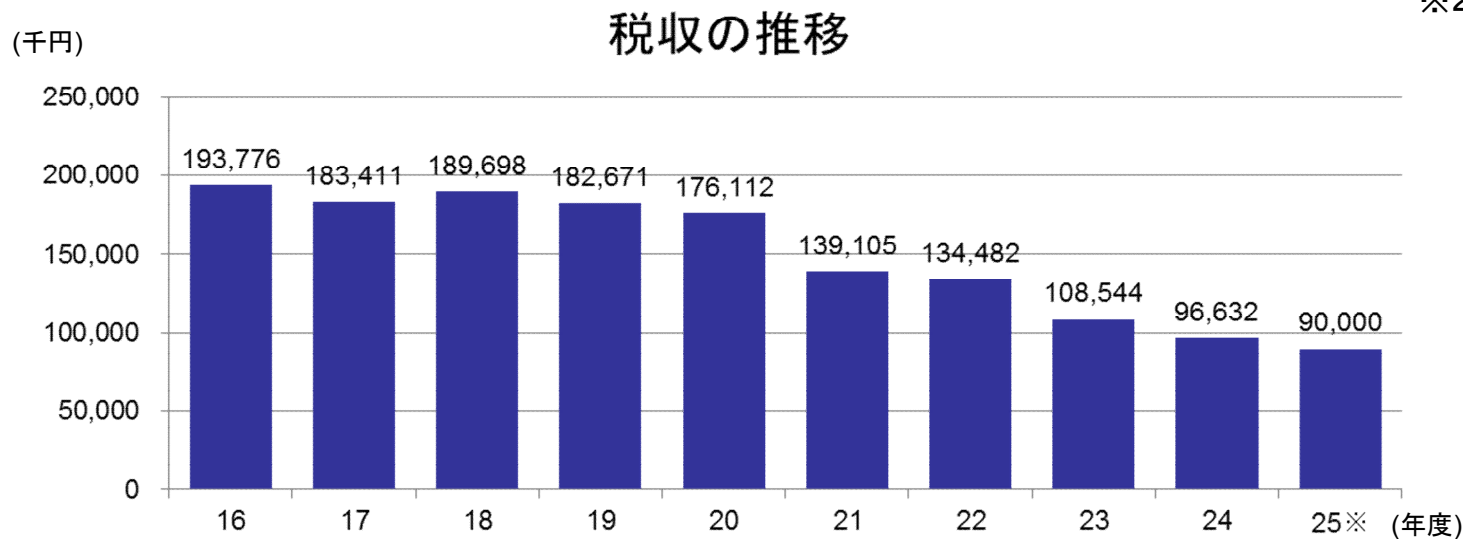
産業廃棄物税導入後、税収は決算額でみると、平成16年度193百万円であったものが平成21年度には139百万円、平成24年度には96百万円と、当初と比べて半減している。

税収の推移 (決算ベース)

(単位:千円)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25※
金額	193,776	183,411	189,698	182,671	176,112	139,105	134,482	108,544	96,632	90,000
前年比	—	94.7%	103.4%	96.3%	96.4%	79.0%	96.7%	80.7%	89.0%	93.1%

※25年は予算額



## 2. 産業廃棄物税の状況

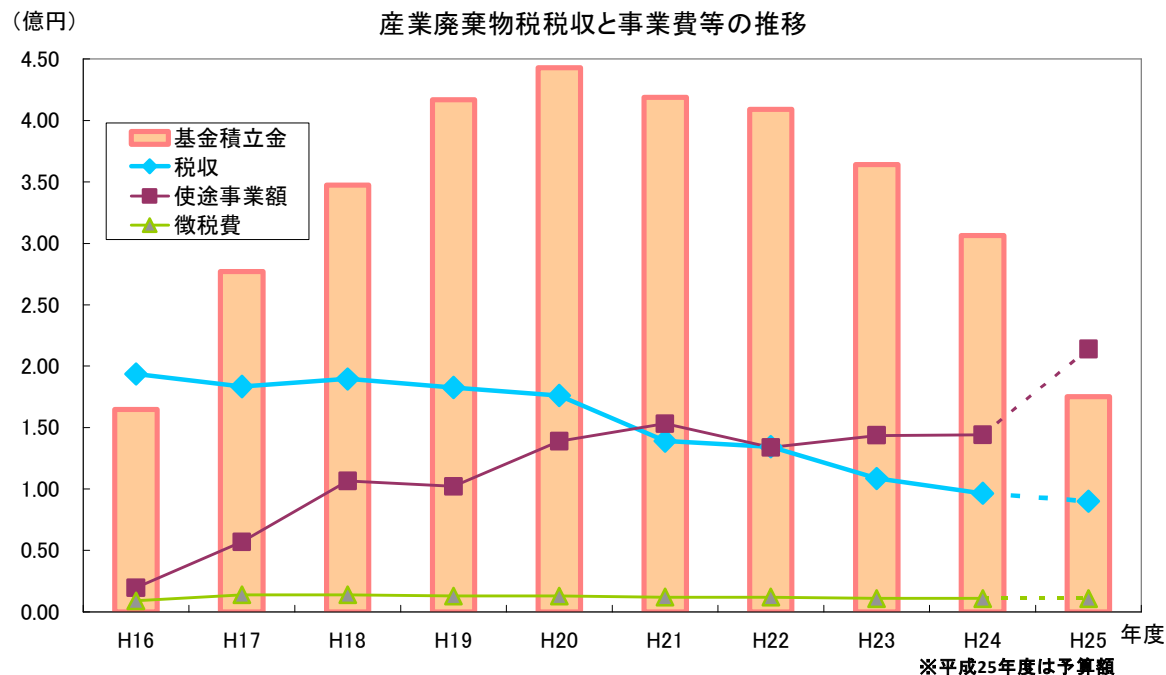
### (2) 税収の充当内訳

徴収した産業廃棄物税は、賦課徴収に必要な経費である徴税費用を除いて奈良県産業廃棄物減量化等推進基金に積み立てられ、その基金を取り崩して毎年度、県が行う産業廃棄物排出抑制等の事業に充当される。使途事業の拡充により事業費は年々増加し、平成24年度は1億4千万円となっている。

税収の充当内訳 (決算ベース)

単位:千円

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25※
税 収	193,776	183,411	189,698	182,671	176,112	139,105	134,482	108,544	96,632	90,000
徴 税 費	9,400	14,000	13,600	13,240	12,926	12,297	11,870	11,175	10,791	11,000
使途事業費	19,708	57,053	106,605	102,048	139,038	153,253	133,921	143,697	144,178	213,651
留 保 額	164,668	112,565	70,244	69,530	26,209	-24,408	-9,473	-45,269	-57,635	-131,801
基金積立金	164,668	277,233	347,477	417,007	443,216	418,808	409,335	364,066	306,431	174,630



※25年は予算額

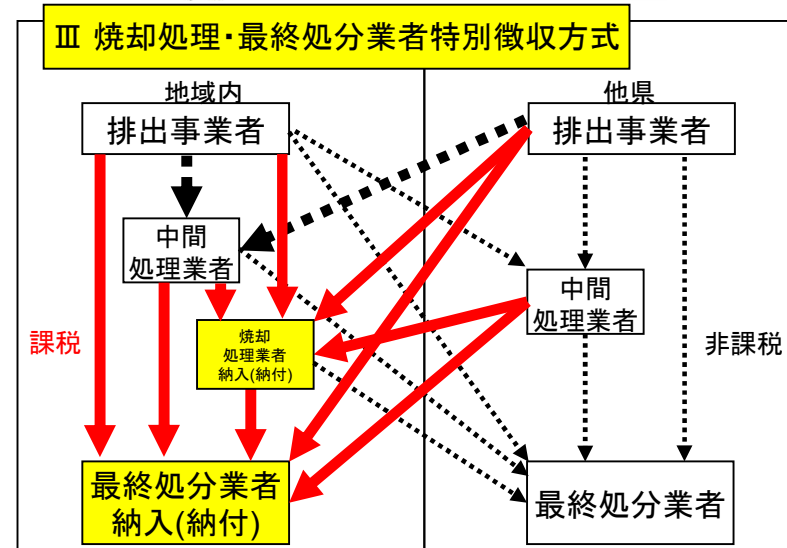
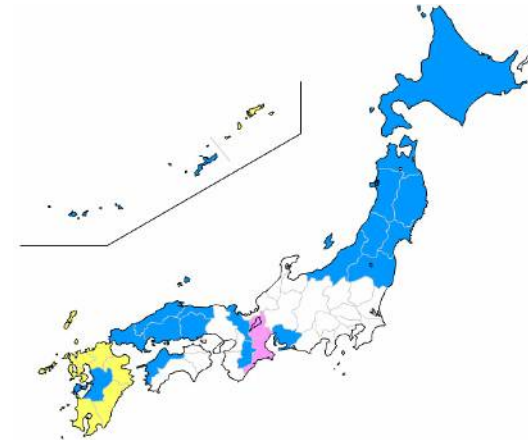
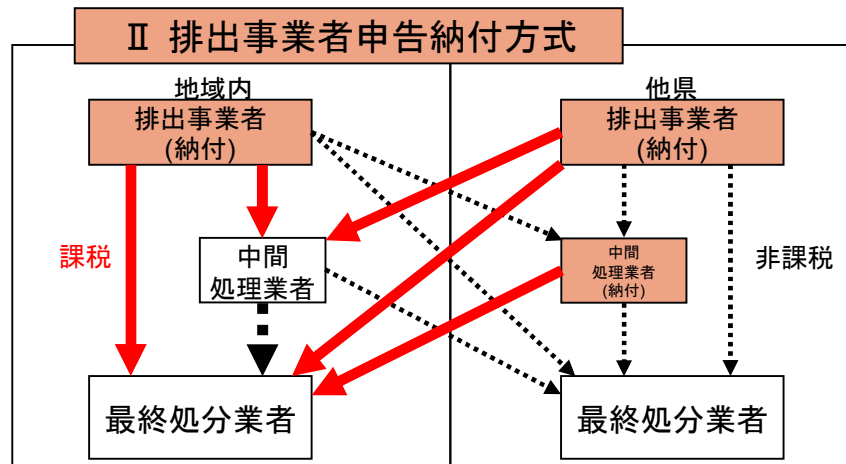
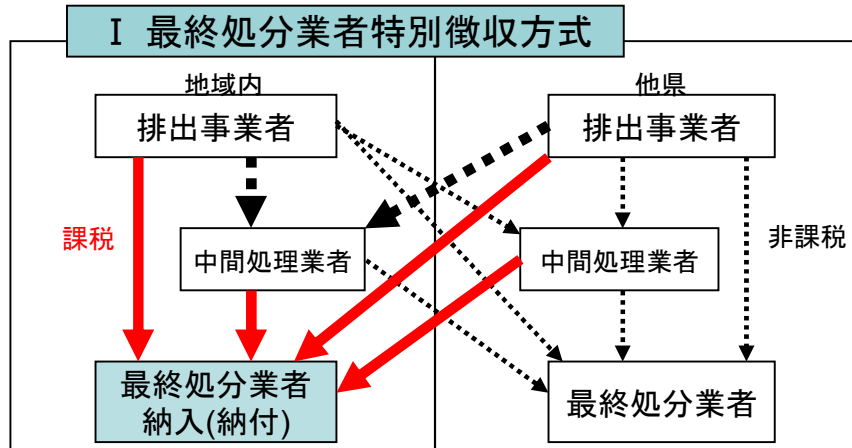
## 2. 産業廃棄物税の状況

### (3) 課税方式

最終処分業者特別徴収方式を基本とし、最終処分業者が、納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収し、奈良県に申告納入する。平成16年度から現時点までの現時点の特別徴収義務者登録数は7業者である。

また、排出事業者及び中間処理業者による自社処分の場合は自らが申告納付する。平成16年度から現時点までの申告納付者届出数は9業者である。

奈良県における最終処分業者特別徴収方式は、最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とし、最終処分業者を特別徴収義務者とする課税方式である。少数の最終処分業者の把握で足りることから徴税コストを縮減できること、県内最終処分場に産業廃棄物を持ち込む全ての排出事業者に対して課税するため、免税点の設定が不要で税負担の公平性を確保することができるというメリットを考慮し、採用されたものである。





## 2. 産業廃棄物税の状況

課税方式の違いによるメリット、デメリット比較		
方式	メリット	デメリット
<b>I 最終処分業者 特別徴収方式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 徴税コストが抑えられる 最終処分業者を特別徴収義務者とするので、把握すべき事業者数が排出課税と比較して圧倒的に少なくなる。</li> <li>■ 免税点の設定が不要</li> <li>■ 制度がより簡素化 中間処分に対する課税をしない分、「処理係数」を設定したり再生施設の認定を行ったりする必要がなくなるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ インセンティブ効果が小さい 税額が最終処分業者から中間処理業者、排出事業者完全に転嫁されるとしても、それは処理料金に含まれてしまって、排出事業者は自らの税負担額がいくらであるかの認識は限りなく薄い。</li> <li>■ 税負担の完全な転嫁は困難</li> </ul>
<b>II 排出事業者 申告納付方式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ インセンティブ効果が大きい 排出者は自らの排出量を計算し、税計算して申告納付を行うから、自らがどれだけ社会に環境負荷を与えているのかが税負担額の大きさという形で明瞭になるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 徴税コストが過大となる 排出事業者を納税義務者とするので、把握すべき事業者数が圧倒的に多くなる。</li> <li>■ 免税点の設定が必要 徴税コストとカバー率を比較すれば、全ての事業者を対象とすることは非現実的。</li> <li>■ 制度がより複雑となる 中間処分に対する課税をする際、「処理係数」を設定したり再生施設の認定を行ったりする必要がある。</li> </ul>
<b>III 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 徴税コストが抑えられる 焼却処理業者、最終処分業者を特別徴収義務者とするので、把握すべき事業者数が排出課税と比較して圧倒的に少なくなる。</li> <li>■ 免税点の設定が不要</li> <li>■ 焼却処理におけるサーマルリサイクル(熱回収)は課税されないため、単純な減量化のための焼却も抑制できる。(サーマルリサイクルへの誘導)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ インセンティブ効果が小さい 税額が最終処分業者から中間処理業者、排出事業者完全に転嫁されるとしても、それは処理料金に含まれてしまって、排出事業者は自らの税負担額がいくらであるかの認識は限りなく薄い。</li> <li>■ 税負担の完全な転嫁は困難</li> <li>■ 制度がやや複雑 I、IIの両方の利点を併せ持つため、Iに比べ制度が複雑となっている。</li> </ul>

項目	I 最終処分業者 特別徴収方式	II 排出事業者 申告納付方式	III 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式
インセンティブ効果	△	○	△
徴税コスト	○	×	○
制度の簡素さ	◎	△	○
免税点の有無	○	×	○
リサイクルへの誘導	○	○	◎

## 2. 産業廃棄物税の状況

## (4) 税率及び見直し規定

## 【税率】

税率については、納税義務者に対して負担が著しく過重ではなく、産業廃棄物の排出抑制にインセンティブが働くこと、同様の税制度を導入している他府県との均衡を失しないこと等を勘案して1トン当たり千円とされたものである。

## 【見直し規定】

これまでのところ、一旦産業廃棄物税を導入した後で、課税を停止、廃止した地方自治体はない。どの自治体も、産業廃棄物税条例の附則に検討時期に係る規定を設けている。

都道府県名	税率	見直し規定
北海道	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
青森県	1,000円	
岩手県	1,000円	平成27年3月31日限り、その効力を失う。(5年間)
宮城県	1,000円	
秋田県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
山形県	1,000円	
福島県	1,000円	
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都		
神奈川県		
新潟県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
三重県	1,000円	

都道府県名	税率	見直し規定
滋賀県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
京都府	1,000円	
大阪府		
兵庫県		
奈良県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
和歌山県		
鳥取県	1,000円	産業廃棄物処分場税は、平成30年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場の搬入について適用する。(5年間)
島根県	1,000円	施行日から起算して5年間その効力を有する。
岡山県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
広島県	1,000円	なし。(施行から15年経過後の失効規定のみ。過去2度の見直しを実施)
山口県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
徳島県		
香川県		
愛媛県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
高知県		
福岡県	1,000円	5年を目途に検討を行い必要な措置を講ずる。
佐賀県	1,000円	
長崎県	1,000円	
熊本県	1,000円	
大分県	1,000円	
宮崎県	1,000円	
鹿児島県	1,000円	
沖縄県	1,000円	

### 3. 使途事業について

#### (1) 使途事業の内容

##### ① 排出抑制・減量化の推進

- ・排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- ・技術相談、技術支援（環境カウンセラー、コンサルタント派遣）
- ・県立研究試験場による研究開発

##### ② 再生利用の推進

- ・リサイクル製品の普及（リサイクル製品認定制度）
- ・県立研究試験場による研究開発

##### ③ 適正処理の推進（監視体制の強化）

- ・パトロールの実施
- ・市町村実施の最終処分場周辺調査、不法投棄防止対策、環境学習等に対する支援
- ・不法投棄撲滅に向けた啓発の推進

##### ④ その他（上記①～③の各分野に跨がる事業）

- ・廃棄物の実態調査、計画の策定

### 3. 使途事業について

#### (2) 使途事業の実績

##### ① 排出抑制・減量化の推進

○ 排出事業者の研究開発、設備導入への支援

過去5年の支援実績 10業者(研究開発支援件数 8件 設備導入支援件数 2件)

○ 技術相談、技術支援(環境カウンセラーの派遣、コンサルタント業者の活用支援)

過去5年の支援実績 (製造業 18件、サービス業 8件、建設業 5件、卸・小売業 3件、その他 3件)

○ 県立研究試験場による研究開発

・循環型社会形成に向けた高機能プラスチックの開発(産業振興総合センター)

##### ② 再生利用の推進

○ リサイクル認定製品の普及

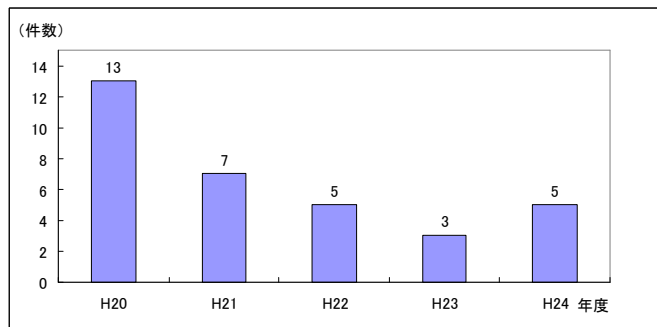
県内の廃棄物などを利用して製造加工された製品を「奈良県リサイクル認定製品」として認定し、認定製品の普及啓発を実施

○ 県立研究試験場による研究開発

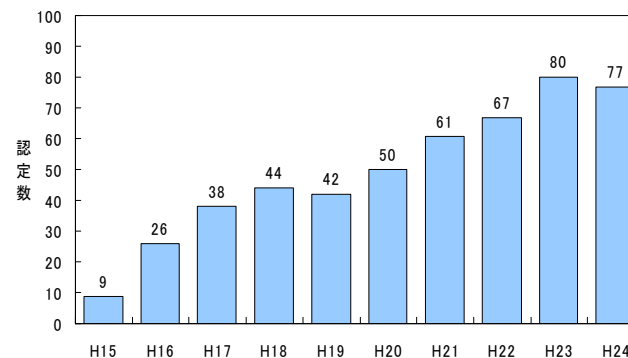
・バイオマスプラスチックを利用した製品化事例(森林技術センター)

・茶栽培に適した乳牛ふん尿由来堆肥(農業総合センター)

排出事業者に対する環境カウンセラーの派遣件数



奈良県リサイクル認定製品認定件数(累計)



### 3. 使途事業について

#### ③適正処理の推進(監視体制の強化)

##### ○パトロールの実施

- ・地域環境保全推進員による活動推進
- ・不法投棄ホットライン(県民からの通報窓口)の運営
- ・民間警備会社による監視パトロールの実施
- ・警察との連携によるパトロールの実施(スカイパトロール・路上検問の実施)

##### ○市町村に対する支援

市町村が実施する産業廃棄物の不法投棄防止対策や最終処分場周辺における水質・土壌・臭気等の環境調査や道路等の補修などの環境整備に支援

##### ○不法投棄撲滅に向けた啓発の推進

市町村、関係機関、団体等と連携した春の不法投棄廃棄物の一斉撤去、6月の環境の日・環境月間や秋の「不法投棄ゼロ作戦」強化週間における集中的なキャンペーンを実施  
また、テレビ、新聞などのマスメディアを活用した普及啓発を実施

平成24年度不法投棄ゼロ作戦啓発ポスター



#### ④その他(上記①～③の各分野に跨がる事業)

##### ○廃棄物の実態調査、計画の策定

- ・新奈良県廃棄物処理計画(平成25年～29年度)の策定  
奈良県産業廃棄物実態調査、及び国の一般廃棄物処理事業実態調査の結果等を基礎資料とし、廃棄物処理の現状の分析、課題の抽出を行い、具体的な目標を設定するとともに、今後展開する施策の方向性及び計画推進のための主要事業をとりまとめた。

### 3. 使途事業について

#### (3) 平成20年度奈良県法定外税懇話会答申を踏まえた税使途の拡充について

##### 1. 答申(抜粋要旨)

産業廃棄物税の主旨・目的に適う範囲において、下記の使途についても活用が可能

##### ①市町村への支援

県事業と連携し、産業廃棄物の適正処理、不法投棄の防止を図るため、各地域の実情に応じて実施する市町村事業を支援すること

##### ②不法投棄撤去事業

県による行政代執行について、適用事案のルール化、原因者への求償措置、刑事罰の追及などを前提として、その財源に税を充当すること

##### ③循環型社会の形成推進に係わる施策

一般廃棄物の減量化に係る施策、低炭素社会及び自然共生社会に向けた取り組みについても、産業廃棄物の減量化等に寄与するものであることから、これらの事業も税を活用しながら推進すること

##### 2. 実績

##### ①市町村への支援(地域環境対策支援事業) 70,827千円(〇21~〇24)

市町村が実施する①不法投棄防止対策(看板、フェンス、監視カメラ等の設置)、②最終処分場周辺の環境調査(水質、臭気等)、③最終処分場周辺の環境整備(道路補修等)を支援。平成24年度から④市町村が地域住民等と連携して実施する環境美化活動等の支援を追加。

年度	市町村数	実施事業			
		①不法投棄防止対策	②環境調査	③環境整備	④地域活動支援
H21	7	5	3	1	
H22	7	4	3	3	
H23	7	6	3	2	
H24	6	3	3	3	1

### 3. 使途事業について

#### ②不法投棄撤去事業

県による行政代執行の事案は発生していない。

※平成23年度から悪質事案に対処するため廃棄物対策課に特別指導係を設置

※監視パトロール体制の強化

・早朝・夜間の緊急パトロール体制の整備：平成24年度～

・早朝・夜間の監視パトロールのエリア拡大(県南部地域)：平成25年度～

※産廃不法投棄の発生件数 平成20年度(29件)→ 平成24年度(18件)

#### ③循環型社会の形成推進に係わる施策 16,494千円(○21～○24)

I. 民間団体等が実施する植栽活動に対する支援(一般廃棄物を含めた不法投棄防止)

・道路関係(みんなで守ロード事業、花いっぱい推進事業)延78団体(○21～○24)

・河川関係(川の彩り花つつみ事業)延40団体(○23～○24)

II. 環境フェアの開催(平成23年11月、於：東大寺総合文化センター)

# 3. 使途事業について

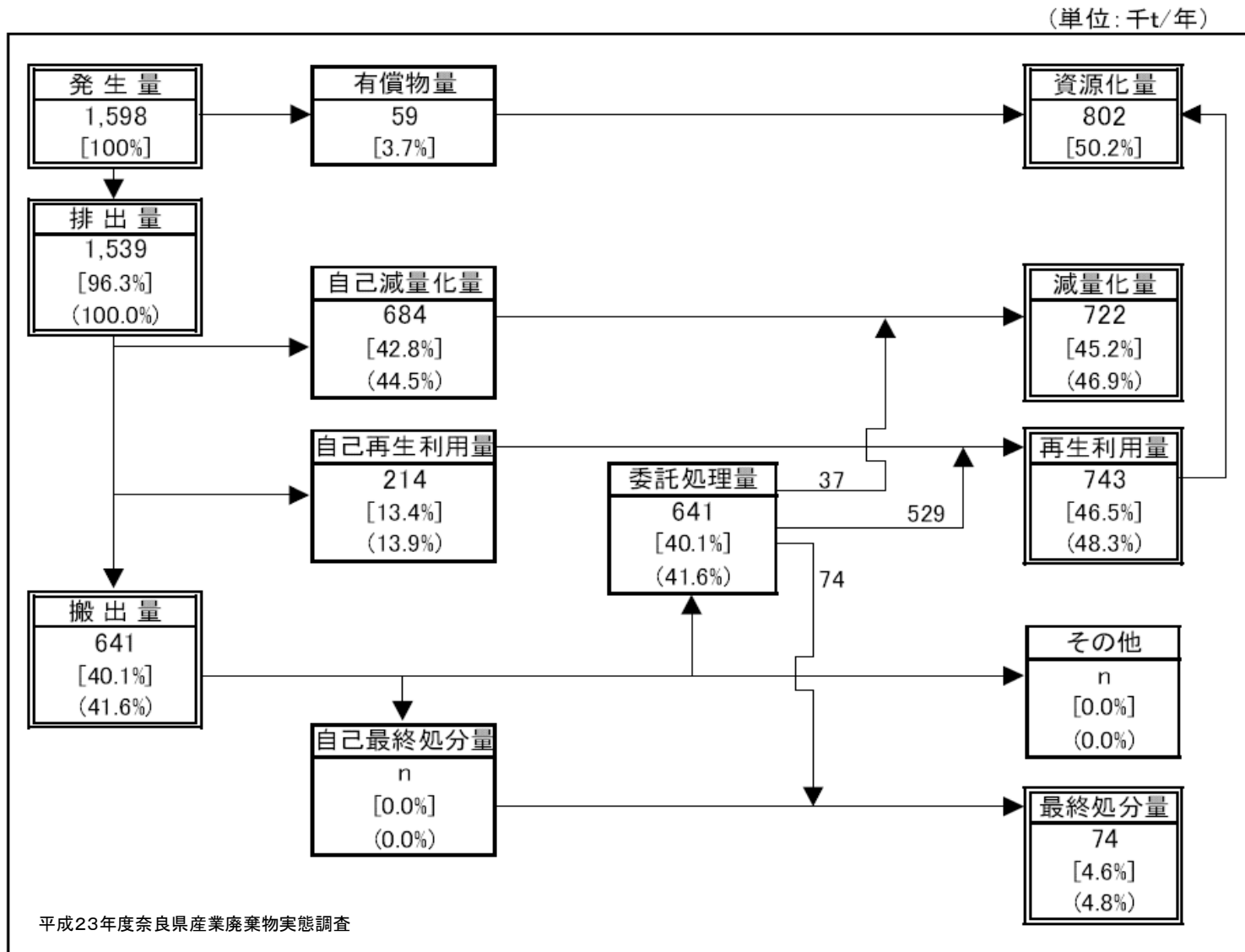
## (4) 使途事業について(全国の状況)

奈良県実施の「産業廃棄物税の導入状況調査」による

都道府県名	税導入時期	徴収方法		税率 (最終処分)	今後の税 収見込	使途事業 (平成23年度実績)							
		最終処分業者 特別徴収	排出事業者 申告納付			パトロール関 連事業	循環型社会 の推進に係る 費用	事業者・NPO 等支援(補助 金)	市区町村支 援に係る補助 金等	不法投棄等 の撤去・回収 費用	研究・開発に 係る費用	職員の人 件費	その他
北海道	H18	○		1,000円	→		○	○			○	○	徴税费・特別徴収義務者交付金
青森県	H15	○		1,000円	↓	○	○	○			○		徴税费
岩手県	H15	○		1,000円	→		○	○			○	○	
宮城県	H17	○		1,000円	→	○	○	○	○		○		木造住宅等震災対策事業
秋田県	H15	○		1,000円	→		○	○			○	○	産廃税運用経費
山形県	H18	○		1,000円	↓	○	○	○	○		○	○	徴税费・特別徴収義務者交付金
福島県	H18	○		1,000円	↗	○	○	○	○		○	○	有害物質調査
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県	H16	○		1,000円	↓	○	○			○		○	廃棄物処理計画策定事業
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	H18	○		1,000円	?	○	○	○	○		○		
三重県	H14		○	1,000円	?								
滋賀県	H15		○	1,000円	↓	○	○		○		○		県公社最終処分場周辺整備
京都府	H17	○		1,000円	↓	○	○	○	○				
大阪府													
兵庫県													
奈良県	H16	○		1,000円	↓	○	○	○	○		○	○	
和歌山県													
鳥取県	H15	○		1,000円	↗			○					
島根県	H17	○		1,000円	↓	○	○						環境教育事業・徴税费
岡山県	H15	○		1,000円	↓	○	○	○	○		○	○	エコライフ推進事業
広島県	H15	○		1,000円	↗	○	○	○	○				公共最終処分場の設置促進
山口県	H16	○		1,000円	↗	○	○	○					公共最終処分場の設置促進
徳島県													
香川県													
愛媛県	H19	○		1,000円	↓	○	○	○	○		○		環境教育事業・体験型環境学習センター
高知県													
福岡県	H17	○		1,000円	↓	○	○	○	○		○		
佐賀県	H17	○		1,000円	↓	○	○	○	○			○	産廃税使途事業事務経費
長崎県	H17	○		1,000円									
熊本県	H17	○		1,000円	→	○	○	○	○	○	○	○	
大分県	H17	○		1,000円	↓	○	○	○	○			○	嘱託職員への報酬
宮崎県	H17	○		1,000円	↓	○	○	○	○		○		環境教育事業
鹿児島県	H17	○		1,000円	↗	○	○	○		○			税効果検証費用・排出事業者処理計画の作成指導
沖縄県	H18	○		1,000円	→	○	○	○	○				公共最終処分場の設置促進



奈良県内の産業廃棄物の発生及び処理状況の概要



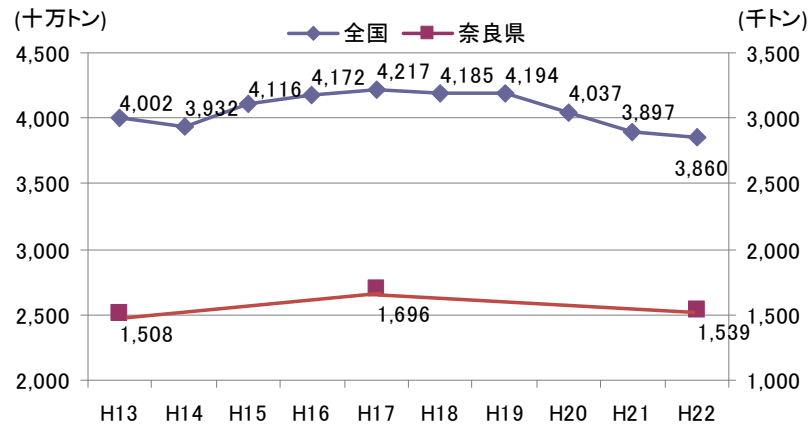
注) 1.各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計とは一致しない場合がある。  
 2.「n」表示は500t/年未満であることを示している。  
 3.[ ]内の数値は発生量に対する割合を、( )内の数値は排出量に対する割合を示している。

(1) 排出量

	平成17年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成24年度 (推計値※)
排出量	1,696千トン/年	1,539千トン/年	1,544千トン/年

※平成24年度推計値は平成22年度までの経済指標等(大部分の業種で10年間)をトレンドで推計、平成22年度の廃棄物量原単位に乗じて算出。

産業廃棄物の排出量

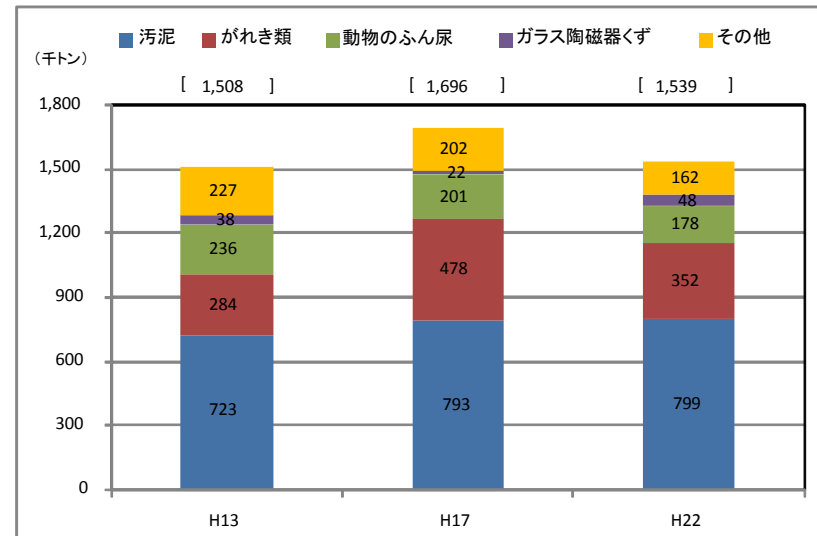


出所：奈良県（産業廃棄物実態調査）、全国（産業廃棄物の排出及び処理状況等：環境省）

【関連指標等】

- ・奈良県の排出量は全国の0.4% (1,425千トン)、全都道府県で最少。※環境省調査(H21)
- ・国基本方針の目標(排出量約1%増(H19~27)に抑制)に対して、奈良県は約9%削減(H17~22)。
- ・下水道普及率向上(H17/68.1%→H22/74.4%)により排出汚泥が増加傾向(H17/793千トン→H22/799千トン)建設業や製造業など他業種から排出される廃棄物が減少傾向(H17/903千トン→H22/740千トン)。

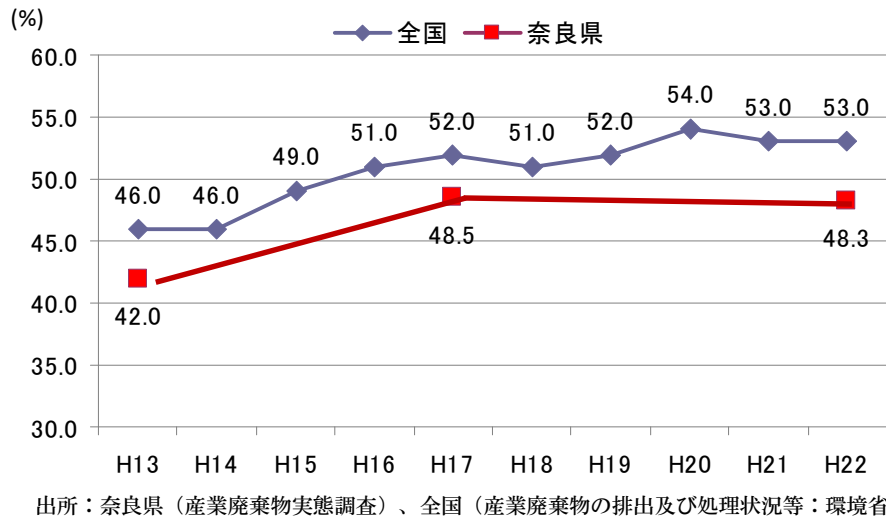
産業廃棄物の種類別排出量



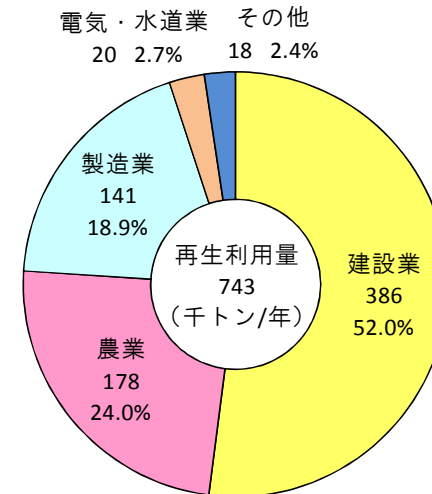
(2)再生利用率

- ・奈良県は排出量に占める下水汚泥の割合が高い(奈良県42% 全国20%)。
- ・下水汚泥(再生利用率低い)が増加、建設系廃棄物(再生利用率高い)が横ばいから減少傾向にあるなかで、再生利用率は、ほぼ横ばいで推移。

	平成17年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成24年度 (推計値※)
再生利用率 (再生利用量)	48.5% (822千トン/年)	48.3% (743千トン/年)	47.8% (738千トン/年)



産業廃棄物の業種別再生利用量(平成22年度)

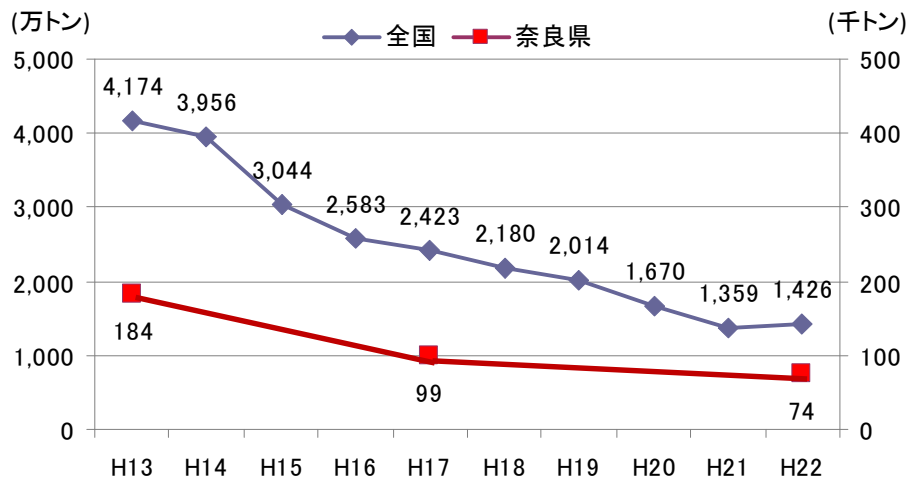


### (3) 最終処分量(埋立処分)

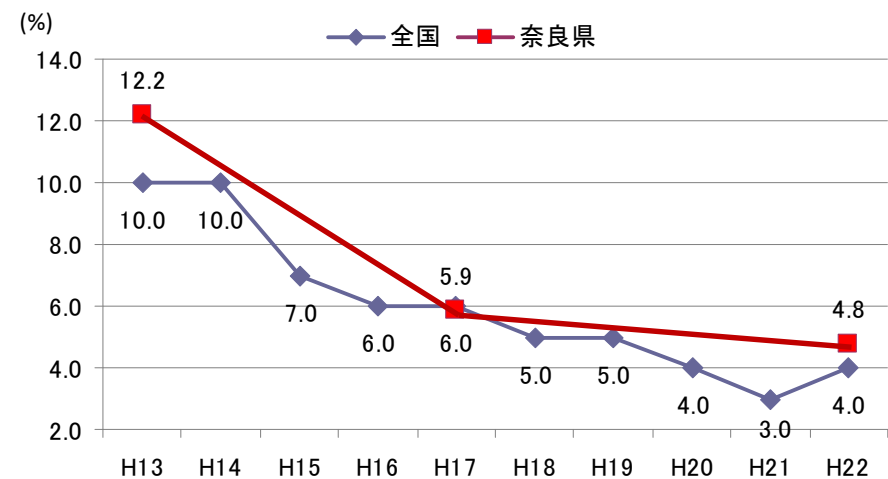
- ・最終処分量は、平成22年度実績(74千トン)で前計画目標値(80千トン)を超えて目標達成。
- ・最終処分率(4.8% 平成22年度)は全国平均(3.0% 平成21年度)に比べて1.8ポイント低い水準。

	平成17年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成24年度 (推計値※)
最終処分量 (最終処分率)	99千トン/ (5.9%)	74千トン/ (4.8%)	74千トン/ (4.8%)

産業廃棄物の最終処分量



産業廃棄物の最終処分率



出所：奈良県（産業廃棄物実態調査）、全国（産業廃棄物の排出及び処理状況等：環境省）

## (4) 不法投棄等件数の推移

不法投棄等の件数は平成18年度24件に対し、平成24年度18件と減少している。これは、平成13年に全国に先駆けて設置した産業廃棄物監視センター（現在は、景観・環境総合センター）による監視パトロールによる効果によるものと推測され、特に産業廃棄物税を導入した平成16年度以降は、早朝、夜間、あるいは空からの監視など、パトロールの強化を図っていることが大きな成果として現れているものと考えられる。

不法投棄・不法焼却の発生件数

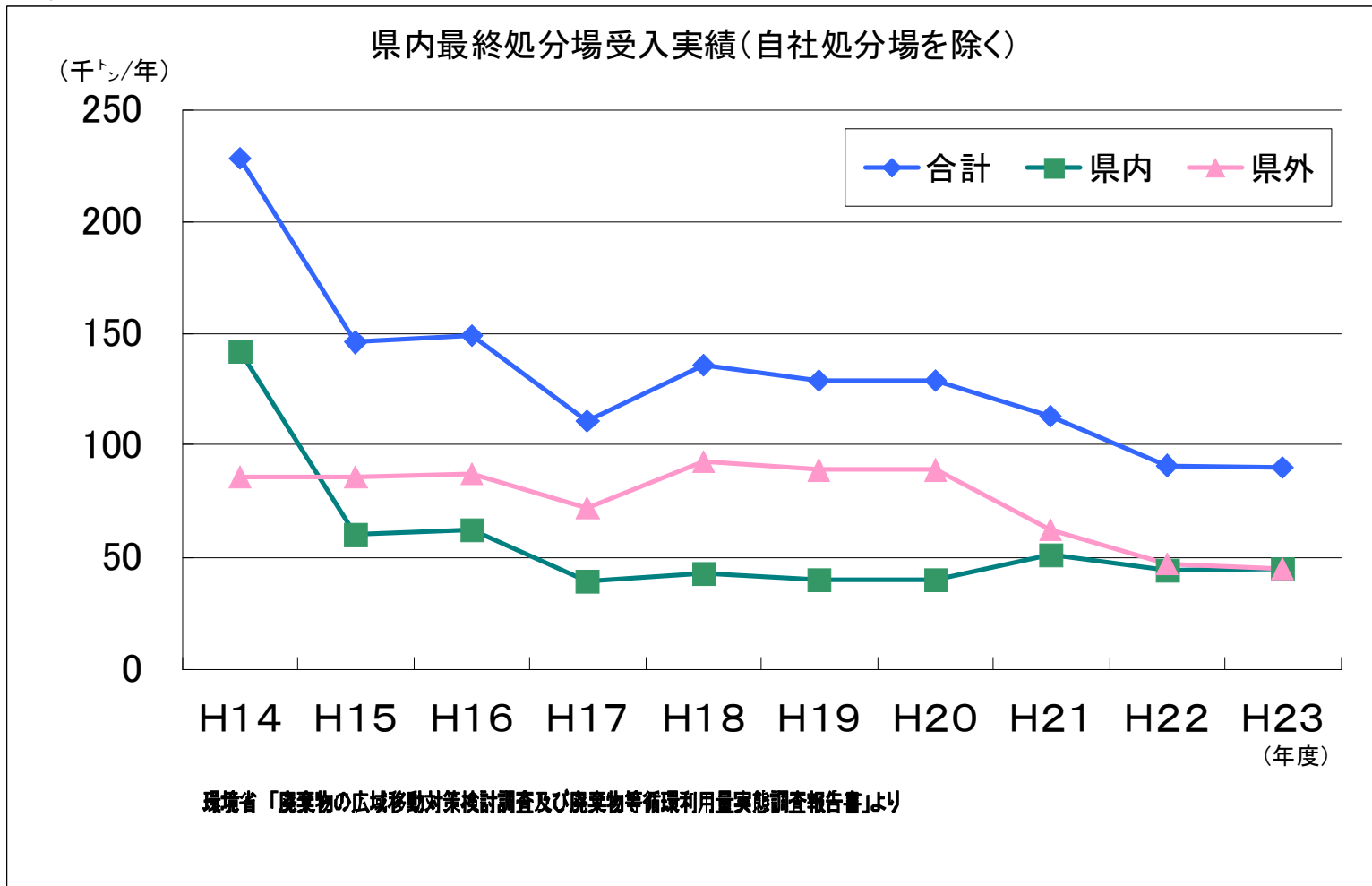
(単位:件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
不法投棄	24	14	29	14	19	6	18
不法焼却	108	176	143	110	81	67	46

※県景観・環境保全センター、奈良市産業廃棄物対策課による認知件数(産業廃棄物)

(5) 県内最終処分場受入れ実績

県内最終処分場受入れ実績を県内と県外に区分すると、県内事業所から排出された産業廃棄物の県内最終処分場への埋立処分量は平成14年から15年にかけて大きく減少し、その後も順調に減少している。県外事業所からの搬入が県内事業所からの排出量を超えている状況が続いていたが、平成21年から減少となり、また県内事業所からの産業廃棄物の最終処分量は一定量で推移しているため、このことによって全体の最終処分量が減少している。



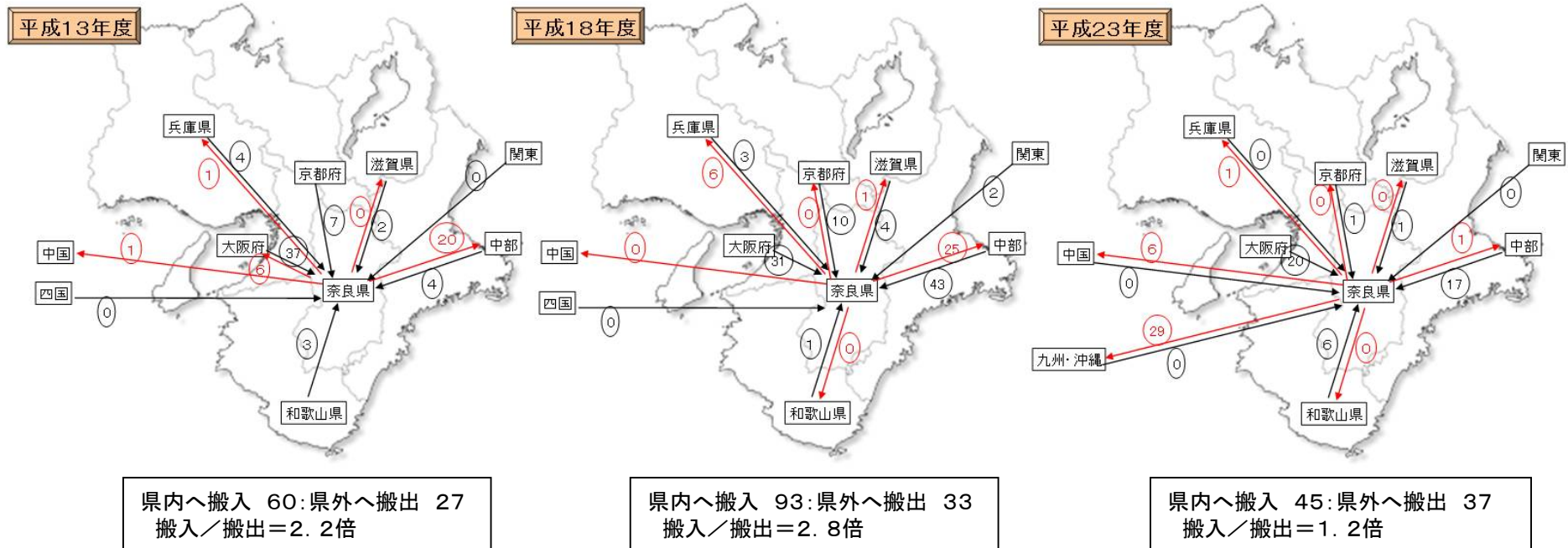
(6) 産業廃棄物の広域移動について

平成23年度に最終処分目的で、奈良県から排出され県外へ移動し最終処分された産業廃棄物量は3.7万ト、奈良県外から排出され奈良県内へ移動し最終処分された産業廃棄物は4.5万トとなっている。地区別に見ると、大阪府、中部地方からの搬入が多く、九州への搬出が多い。

経年変化として、搬入については、従来搬入量が多かった県外(特に大阪府、中部地方)からの搬入が減少傾向にしていることから、産業廃棄物税制度が現在28団体で施行されており、排出抑制の効果がでていることがうかがえる。

一方、搬出については、中部から九州への搬出にシフトするなど、産業廃棄物が広域的に移動している。

(単位:千t/年)



※別途 大阪湾フェニックス処分場への搬入あり。  
(奈良県からは、H13 4千ト、H18 6千ト、H23 6千ト)